競争参加者の資格に関する公示

平成21・22年度において独立行政法人造幣局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示する。

平成22年1月25日　独立行政法人造幣局

理事　大前　　忠

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

1　業種区分及び調達する特定役務の種類

⑴　総合建設工事

①土木一式工事　②建築一式工事

⑵　総合建設工事以外の工事

①大工工事　②左官工事　③とび・土木・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪ほ装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事

⑶　測量・建設コンサルタント

①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

2　申請の時期

平成22年2月1日から平成22年2月23日までとする。なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合はこの限りでない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

当局所定の「一般競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は、平成22年1月25日から別記1に掲げる配布場所において競争参加資格を得ようとする者に交付する。また、造幣局ホームページ（http://www.mint.go.jp/）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

⑵　申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、別記1に掲げる提出場所のいずれか1ヵ所に持参すること。なお、公的機関が発行する書類については、発行日から3ヵ月以内のものとする。また、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ鮮明であるものに限る。

①　建設工事

ア　工事経歴書
イ　営業所一覧表
ウ　建設共同企業体として申請する場合には、建設共同企業体協定書の写し
エ　官公需適格組合として申請する場合には、適格組合証明書の写し
オ　経営事項審査結果通知書の写し
カ　登記事項証明書（法人の場合）の写し
キ　国税通則法施行規則別紙第9号書式（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）の写し

②　測量・建設コンサルタント等

ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書（法人の場合）の写し
オ　財務諸表類（直前2年度分）
カ　登録証明書等の写し
キ　国税通則法施行規則別紙第9号書式（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）の写し

なお、建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントについては、国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合、ア～オまでの書類の省略が可能。

③　等級決定通知書送付にかかる封筒

80円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形3号程度）

⑶　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）。

①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は、物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤　正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

⑥　契約の締結又は契約の履行に当たり、競争に参加できないこととされている者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記1の窓口において閲覧に供する附与数値表の項目ごとの附与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記2①の区分に基づいて格付けする。また、別記2②の予定価格に対応する競争に参加するためには、資格審査において別記2①に示す等級に格付けられることを要するものとする。

6　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間

資格を付与された日から、平成23年3月31日までとする。

8　その他

申請書の提出は、造幣局本局、東京支局及び広島支局のいずれかに持参すればよいものとする。この場合にあって、決定された資格は造幣局の全てに対して有効である。

別記1　申請書の配布及び提出場所

⑴　独立行政法人造幣局本局　経理課（契約担当）　〒530－0043　大阪府大阪市北区天満1－1－79　電話06－6351－5463

⑵　独立行政法人造幣局東京支局　経理管財課（契約担当）　〒170－0013　東京都豊島区東池袋4－42－1　電話03－3987－3133

⑶　独立行政法人造幣局広島支局　経理管財課（契約担当）　〒731－5128　広島県広島市佐伯区五日市中央6－3－1　電話082－922－1932

別記2　業種別等級区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］

⑴　総合建設工事

①　1,250点以上　：A
1,100点以上　1,250点未満：B
850点以上　1,100点未満：C
850点未満：D

②　Aは72,000万円以上
Bは30,000万円以上　72,000万円未満
Cは 6,000万円以上　30,000万円未満
Dは 6,000万円未満

⑵　総合建設工事以外の工事

①　900点以上　：A
700点以上　900点未満：B
700点未満：C

②　Aは1,500万円以上
Bは 500万円以上　1,500万円未満
Cは 500万円未満

⑶　測量・建設コンサルタント等

①　145点以上　：A
85点以上　145点未満：B
30点以上　85点未満：C

②　Aは1,000万円以上
Bは 350万円以上　1,000万円未満
Cは 350万円未満

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成22年1月25日

海上保安庁次長　久保　成人